

政策会議・政策調整会議(議事録)		出席者	市長、副市長		3-1 現状等	
日時	令和8年1月9日		市長公室	公室長		
議題	災害対策業務に係る特殊勤務手当の支給について		企画財政部	部長、副部長		
			総務部	部長、危機管理監、副部長、危機管理課長		
			消防本部	消防長、次長、消防総務課長	川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例においては、出勤手当として、水火災の現場で30分以上防御鎮圧に従事した職員及び救急現場で救護収容作業に従事した職員に出勤手当と防災指令に基づき緊急に出勤し業務に従事した職員に再出勤手当が支給されている。 また、機関員手当が出勤手当に加算支給されている。 川西市と他市の特殊勤務手当対象表案については、資料1のとおり	
1 課題解決の方向性 災害対策基本法において、災害時に市民の生命及び財産を守るとは市の責務となっており、市職員として災害対応を実施することは義務であります。災害対策業務は平時の業務内容と異なることから、特に現場対応に当たる職員に対して特殊勤務手当を支給する。 消防職員に対する出勤手当については、災害対策業務に対する特殊勤務手当の見直しに合わせて、火災出勤手当の支給要件から時間制限を撤廃するとともに、機関員手当を緊急運転業務手当として単独支給にするなど、業務実態に即した内容とする。						
2 具体的な取組み 危機管理課 (1) 災害対策業務のうち、特殊勤務手当の対象業務を抽出 (2) 特殊勤務手当の支給を決定（令和7年10月23日政策調整会議） (3) 手当の支給額は、特殊勤務の内容や金額が他市等との比較が不明確のため再度詳細調査 (4) 他市の災害対応内容及び特殊勤務手当額を比較し、支給案を作成 (5) 令和8年3月市議会で川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例の改正案を上程 (6) 令和8年4月以降の災害対応から適用 ※ 予算については、災害が予想できないため、現在の水防事業手当で対応し、不足する場合は予備費を充当する。 消防本部総務課 (1) 出勤手当の金額、支給単位を決定 (2) 実情に併せて文言整理 (3) 令和8年3月市議会で川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例の改正案を上程 (4) 令和8年4月以降の災害対応から適用 ※ 予算については、予想する影響額が少額であるため、当初予算で対応し、不足する場合は予備費を充当する。					3-2 課題 避難所運営業務については、緊急対応の必要があるため、市内又は近隣市町に在住する職員が毎年充てられ、不公平感が否めない。 災害対策業務には、手当が支給される業務以外に避難所運営業務、被災家屋調査業務、避難支援業務、物資運送業務など、庁外に出勤して業務に従事する内容があるが、特殊勤務手当が支給されていない。 令和6年1月19日付総務省文書「災害応急作業等手当の運用について」では、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうると、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づく通知がされている。 また、阪神間各市では、避難所運営業務等に特殊勤務手当を支給している事例があること確認した。 消防職員に対する出勤手当については、救急出動は時間の制約なく支給される一方、水火災出動については30分以上出勤しなければ支給されない。さらに、機関員手当は出勤手当に加算されるため、30分未満の水火災出動では機関員手当も支給されない。これらの不公平感を理由として、令和7年度消防職員委員会*において出勤手当の見直しについて意見が提出され、審議の結果、修正を行う方向となった。 *消防職員委員会とは、消防組織法に設置根拠を持つ消防職員の団結権に代わる制度	
					以下 当日の記録	
					4 補足説明 なし	
					5 意見等 給与の原則は、公平であることが重要であり、他市との比較について大きな差異が無いようにすること。 支給単位が様々であるが、基準が無いなら、的確な支給とすること。 改正することで、支給事務が繁雑にならないように注意すること。	
					6 結論 提案通りの内容で、令和8年3月議会に条例改正案を上程する。	